

LGBTQに関する差別を解消し、人権を守る法整備を求める意見書

性的指向、性自認を理由に、個人が不当な扱いをされたり、不利益を被るようなことは決してあってはなりません。2021年3月に札幌地方裁判所において、「同性愛者に対しては、婚姻によって生じる法的効果の一部ですらもこれを享受する法的手段を提供しないとしていることは、立法府の裁量権の範囲を超えたものであって、その限度で憲法14条1項に違反する」との判決が出され、性的少数者のカップルを自治体が認める「パートナーシップ制度」を導入した自治体は255自治体（2023年1月時点）にのぼっています。

同時に、多様な性のあり方への無理解や偏見に苦しむ当事者は少なくありません。昨年、閣議決定された「自殺総合対策大綱」においても、「自殺念願の割合等が高いことが指摘されている性的マイノリティについて、無理解や偏見等がその背景にある社会的要因の一つであると捉えて、理解促進の取り組みを推進する」とされています。今年もG7サミット（主要国首脳会議）が日本で開催されますが、「LGBT差別禁止」や「同性カップルの法的保障」がないのはG7各国では日本だけとなっています。

よって、政府に対し、性的指向や性自認に関する差別的取り扱いを禁止し、人権を守る法整備を行うよう強く要望します。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出します。

令和5年3月24日

北海道名寄市議会

衆議院議長	}	宛
参議院議長		
内閣総理大臣		
総務大臣		
法務大臣		